

第3次新潟市食育推進計画



平成29年4月

新潟市

○ 「食育」の定義（新潟市食育推進条例第2条）

食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること」をいいます。

いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“にいがた”を実現するために ～ “にいがた流 食生活” を実践しよう ～

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

新潟市では、信濃川や阿賀野川、日本海など豊かな水と、広大で美しい田園や自然環境に恵まれた肥沃な大地で、私たちの食卓を支えてきた「米」をはじめ、野菜、果物、魚介など、さまざまな食料が生産されています。

そして、私たちは家族で囲む食卓を通じて、自然の恩恵や「食」に携わる人々への感謝の気持ち、食べ物を大切に作る心を育むとともに、地域の気候風土にあった食文化を引き継いできました。

しかし、近年、社会経済構造などが大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観が多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境も変化し続けています。毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、食生活の乱れによる栄養の偏りや、不規則な食事による肥満・過度の^{そうしん}痩身、生活習慣病の増加、生産者と消費者の距離の拡大、食料の海外依存による生産基盤の^{ぜいじゃく}脆弱化、伝統的な食文化の喪失といった多くの問題の発生につながっています。

本市では「食」に関するこのような課題に対処するため、行政はもとより、市民、教育関係者、保健・医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者などが一体となって、『さまざまな経験を通じて「食」に関する知識および「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる「食育」』を市民運動として推進するため、平成19年3月に「新潟市食育推進条例」を制定しました。

また、条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成19年8月に「第1次新潟市食育推進計画」、平成24年4月に「第2次新潟市食育推進計画」を策定し、“にいがた流 食生活の実践”を合い言葉に、市民運動として食育を推進してきました。

このたび策定した「第3次新潟市食育推進計画」は、これまでの取り組みを総括し、これからの本市の食育推進の方向性を定め、食育が市民の皆さまに理解され、より一層関心が高まり、実践へと結びつくことを目指した計画です。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せくださいました多くの方々をはじめ、ご尽力いただきました食育推進会議委員の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けて、市民の皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

平成29年 4月
新潟市長 篠田 昭

第3次新潟市食育推進計画 目次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の経緯 1
- 2. 計画の位置付け 1
- 3. 施策についての基本的な方針 2
- 4. 計画の期間 2

第2章 第2次新潟市食育推進計画の成果と課題

- 第2次新潟市食育推進計画の策定方針 3
 - 1. 重点課題の設定
 - 2. 国の第2次食育推進基本計画で追加された指標
- 目標の設定 4
 - 1. 目標の考え方
 - 2. 食育推進にあたっての指標
 - 3. 目標数値の推移
- 施策の柱となる考え方 11
 - 1. 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進
 - 2. 「にいがた流 食生活」の内容
 - 3. 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開
- 施策展開の視点 12
 - 1. 地域の方
 - 2. 男女共同参画
 - 3. コミュニケーション
- 食育推進のための施策展開 14
 - 1. 重点課題への対応
 - 2. 施策内容
- 第2次新潟市食育推進計画の総括 16
 - 1. 4つの重点課題の目標数値について
 - 2. その他の目標数値について
 - 3. 今後の食育推進の方向性について

第3章 第3次新潟市食育推進計画の策定

- 計画の策定にあたって 26
 - 1. 基本方針
 - 2. 目標
 - 3. 数値目標の設定
 - 4. 「3. 数値目標の設定」の考え方について

第4章 食育推進のための施策展開

- 施策の柱となる考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
 - 1. 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進
 - (1) 「にいがた流 食生活」のイメージ
 - (2) 「にいがた流 食生活」の内容
 - 2. 施策展開の視点について
- 基本施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
 - 1. 市民運動としての食育の推進
 - 2. 家庭における食育の推進
 - 3. 学校、保育所等における食育の推進
 - 4. 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - 5. 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進
 - 6. 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等
- 第3次新潟市食育推進計画の推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 施策ごとの具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 施策と取組の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- ライフステージに応じた施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

第5章 計画の着実な推進に向けて

- 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
 - 1. 新潟市食育推進会議
 - 2. 新潟市食育推進会議を核とした推進体制
 - 3. 市の推進体制
- 市民及び関係者の役割・責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
 - 1. 市民
 - 2. 教育関係者等
 - 3. 保健医療関係者等
 - 4. 農林漁業者等
 - 5. 食品関連事業者等
 - 6. 市（行政）
- 計画の進行管理・公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
 - 1. 計画の進行管理
 - 2. 公表
 - 3. 計画の見直し
- 関係者の役割と食育推進の場所・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

資料編

- 1. 新潟市食育推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- 2. 新潟市食育推進会議委員名簿・・・・・・・・ 5 6
- 3. 食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

第1章 計画の概要

1. 計画策定の経緯

食は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など様々な食の問題が顕在化しています。

このような中、国では国民運動として食育を推進していくため、平成17年7月に食育基本法を施行しました。また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた食育推進基本計画を平成18年3月に策定し、平成23年3月に第2次基本計画を、平成28年3月に第3次基本計画を策定しました。

81万人の市民が住む本市は、日本有数の農業都市であり、身近に生産される米をはじめ多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚のほか食卓を彩る花など健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。

しかし、高度経済成長期以降、生産者と消費者の距離が拡大するとともに、「食」に関する様々な課題が見られるようになりました。そのため、行政、教育、保育、保健医療、農林漁業、食品産業などの関係者が連携して、これらの課題に対して総合的、計画的に取り組んでいくことが求められています。

本市ではこのような状況の中、本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に新潟市食育推進条例（以下「条例」という。）を制定し、平成19年8月に第1次新潟市食育推進計画（以下「第1次計画」という。）を、平成24年4月に第2次新潟市食育推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

本計画は、第2次計画策定後の5年間の取組を総括し、取組の成果と課題の整理を行い、食育が市民の皆様に理解され、より一層関心が高まり実践へと結びつくことを目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、にいがた未来ビジョン、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

3. 施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとします。

条例の基本理念、施策の基本となる事項（概要）

□ 基本理念(第3条)

- ① 心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ② 自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③ 特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④ 生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

□ 施策の基本となる事項(第11条～第18条)

- ① 家庭における食育の推進
 - ・ 市民の健全な食習慣の確立
- ② 学校、保育所等における食育の推進
 - ・ 食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等
- ③ 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - ・ 食育の専門的知識を有する者の養成や活用、保健所、医療機関等による食育の普及啓発活動の推進
- ④ 地域の力を生かした食育の推進
 - ・ 高齢者、地域コミュニティ協議会、食生活改善推進委員等の地域の力を生かした食育の推進
- ⑤ 生産者と消費者との交流
 - ・ 信頼関係の構築
 - ・ 自然の恩恵等が育まれ、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費
- ⑥ 地産地消の促進
 - ・ 農林水産物の地域における積極的な消費や学校、保育所等における利用の促進
- ⑦ 食文化の継承のための支援
 - ・ 地域の特色ある食文化の継承
- ⑧ 食育の普及啓発等
 - ・ 食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信

4. 計画の期間

第3次新潟市食育推進計画（以下「第3次計画」という。）の期間は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

第2章 第2次新潟市食育推進計画の成果と課題

○ 第2次新潟市食育推進計画の策定方針

第1次計画の推進により明らかとなった4つの課題へ対応します。

1. 重点課題の設定

- (1) 朝食の欠食への対応について
 - ・ 大人の朝食欠食
 - ・ 子どもの朝食欠食
- (2) 肥満・低体重への対応について
- (3) 食の安全に関する知識への対応について
- (4) 食育の推進に関わるボランティアへの対応について
 - ・ 食生活改善推進委員
 - ・ 農村地域生活アドバイザー（新規）
 - ・ 人材育成制度の構築（新規）

国の第2次食育推進基本計画の内容を反映させます。

2. 国の第2次食育推進基本計画で追加された指標

- (1) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
- (2) 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加
- (3) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加
- (4) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

○ 目標の設定

1. 目標の考え方

食育を市民運動として推進していくために第1次計画で掲げた3つの共通目標を基本に、行政、市民、関係者等の共通認識のもと、その目標の達成を目指し、連携しながら施策に取り組みます。

本市においては、食育推進計画の目標数値と、その実現を図るための事業をリンクさせ、目標数値の所管課を中心に、その達成を目的とした事業の立案と実施の徹底を図ります。

また、目標に対する進捗状況を客観的に把握・分析・評価し、関係各所へフィードバックして、効果的な施策が展開できるよう体制の整備を図ります。

○ 3つの共通目標

- ① 市民一人ひとりの健全な食生活の実践
- ② 健やかな子どもの成長
- ③ 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

2. 食育推進にあたっての指標

より多面的に食育を推進し、それぞれの目標の進捗状況が客観的に把握・評価することができるよう指標を修正・拡充し、その目標値の達成に向けて施策を進めることとします。

① 市民一人ひとりの健全な食生活の実践

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
食育に関心がある市民の割合		77.0%	90.0%
食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合		59.2%	70.0%
主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合		71.7%	80.0%
朝食を欠食する市民の割合[成人]	20 歳代男性	17.9%	15.0%
	30 歳代男性	23.4%	15.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合		78.8%	90.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備軍の割合		28.1%	23.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合		29.7%	50.0%以上
1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合	男性	27.5%	40.0%以上
	女性	23.8%	40.0%以上
運動習慣を有する市民の割合	男性	28.5%	40.0%以上
	女性	24.0%	40.0%以上
肥満の市民の割合	20～60 歳代男性	25.9%	15.0%
低体重(やせ)の市民の割合	20 歳代女性	19.7%	15.0%
食の安全に対して関心を持っている市民の割合		-	90.0%
食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合		58.6%	65.0%
食育の推進に関わるボランティアの数	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人・団体
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)		429 店	500 店
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合		75.2%	80.0%
過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合	40 歳代	18.4%	20.0%以上
	50 歳代	25.7%	30.0%以上

② 健やかな子どもの成長

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
食事時に家族の会話ができている市民の割合		66.3%	70.0%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加		9 回	10 回
朝食を欠食する子どもの割合	小・中学生	1.1%	0%
肥満傾向の児童生徒の割合	小・中学生	7.6%	7.0%
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	市内産	15.5%	15.0%
給食の残食量		5.0%	3.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	93 校	110 校
むし歯がない幼児の割合	3 歳児	84.2%	90.0%
永久歯一人平均むし歯本数	中学校 1 年生	0.71 本	0.46 本以下

③ 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
収穫農園(市民ランド)の参加者の数		384 組	500 組
市民農園の区画数		1、085 区画	1、500 区画
農林漁業体験を経験した市民の割合の増加		27.0%	30.0%
農産物直売所の設置数		121 箇所	150 箇所
地産地消推進の店の認定店舗数	小売店	70 店舗	80 店舗
	飲食店	169 店舗	180 店舗
学校給食廃食用油の燃料化		78、000ℓ	70、000ℓ
環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数		3、553 人	4、000 人
新潟県特別栽培農産物の栽培面積		554ha	4、200ha
食育の推進に関わるボランティアの数[再掲]	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人・団体
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)[再掲]		429 店	500 店
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)[再掲]	市内産	15.5%	15.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数[再掲]	小学校	93 校	110 校

3. 目標数値の推移－1

No.	指標	対象	集計方法等
市民一人ひとりの健全な食生活の実践			
1	食育に関心がある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	(20歳以上)	「特に参考にしていない」を除く
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	(20歳以上)	1日2回以上
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人] (20歳代男性)	(20歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」
4-2	朝食を欠食する市民の割合[成人] (30歳代男性)	(30歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」
5	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を 認知している市民の割合	(20歳以上)	「言葉も意味も知っている」 「大体知っている」
改 6	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の 該当者及び予備群の割合	(40歳～74歳)	新潟市国民健康保険特定健康診査法定報告値
改 7	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適 切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	(20歳以上)	「実践して、半年以上継続」
改 8-1	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」
改 8-2	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」
改 9-1	運動習慣を有する市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「有している」
改 9-2	運動習慣を有する市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「有している」
11	肥満の市民の割合	(20～60歳代男性)	BMI25以上 (申告を基に算出)
12	低体重(やせ)の市民の割合	(20歳代女性)	BMI18.5未満 (申告を基に算出)
13-1	食の安全に対して関心を持っている市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「ある程度関心がある」
13-2	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	(20歳以上)	「持っている」 「ある程度持っている」
14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-
14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-
14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-
15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-
16	よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかといえば関心がある」
改 17-1	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 (40歳代)	(40歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」
改 17-2	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 (50歳代)	(50歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」

※空欄は現時点で未確定数値

策定時 平成23年度	実績						目標値	所管課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度		
77.0%	75.6% △	75.8% ○	75.2% △	75.6% ○	83.8% ○	90.0%	食育・花育センター	
59.2%	57.7% △	55.7% △	58.5% ○	57.8% △	62.9% ○	70.0%	食育・花育センター	
71.7%	72.1% ○	69.0% △	71.5% ○	68.2% △	67.1% △	80.0%	食育・花育センター	
17.9%	23.8% △	32.8% △	23.6% ○	31.8% △	30.3% ○	15.0%	食育・花育センター	
23.4%	25.5% △	21.7% ○	12.8% ◎	12.5% ◎	18.5% △	15.0%	食育・花育センター	
78.8%	78.1% △	80.7% ○	80.8% ○	81.6% ○	79.4% △	90.0%	健康増進課	
28.1%	27.6% △	27.5% △	27.7% ●	27.9% △		23.0%	保険年金課	
27.9%	28.4% ○	29.7% ○	27.5% △	29.7% ○	29.3% △	50.0%以上	健康増進課	
27.5% H25	- -	27.5% -	27.0% △	26.4% △	25.6% △	40.0%以上	健康増進課	
23.8% H25	- -	23.8% -	22.4% △	21.4% △	21.1% △	40.0%以上	健康増進課	
28.5% H25	- -	28.5% ○	24.8% △	27.6% ○	26.1% △	40.0%以上	健康増進課	
24.0% H25	- -	24.0% ○	21.2% △	21.1% △	21.0% △	40.0%以上	健康増進課	
25.9%	26.3% △	25.7% ○	22.8% ○	23.4% △	23.8% △	15.0%	健康増進課	
19.7%	25.3% △	23.7% ○	24.6% △	18.3% ○	31.7% △	15.0%	健康増進課	
-	89.0% -	88.5% △	91.4% ◎	89.7% △	86.7% △	90.0%	食の安全推進課	
58.6%	68.6% ◎	67.8% ◎	70.5% ◎	68.9% ◎	60.9% △	65.0%	食の安全推進課	
490人	492人 ○	469人 △	476人 ○	456人 △		730人	健康増進課	
201人	189人 △	189人 ●	136人 △	128人 △		260人	農業政策課	
-	26人・団体 -	41人・団体 ○	60人・団体 ○	84人・団体 ○		100人・団体	食育・花育センター	
429店舗	457店舗 ○	471店舗 ○	483店舗 ○	486店舗 ○		500店舗	健康増進課	
75.2%	74.8% △	71.3% △	71.1% △	69.6% △	69.4% △	80.0%	健康増進課	
18.4% H24	18.4% -	48.1% -	48.1% ●	51.9% ◎	49.1% ◎	20.0%以上	健康増進課	
25.7% H24	25.7% -	48.3% -	54.7% ○	52.9% ◎	58.6% ◎	30.0%以上	健康増進課	

◎目標を上回った（達成）、○直近の実績値と比較して、目標に近づいた、●維持、△直近の実績値と比較して、数値が下回った（悪化した）

目標数値の推移－ 2

No.	指標	対象	集計方法等
健やかな子どもの成長			
18	食事時に家族の会話ができている市民の割合	(20歳以上)	「大切だと思っているしできている」 「大切だと思っているしだいたいできている」
19	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	(20歳以上)	-
20	朝食を欠食する子どもの割合	(小・中学生) (参考)小学生 (参考)中学生	学校へ行く前に朝食をとるか 「とらないことが多い」「全く、ほとんどとらない」
21	肥満傾向の児童生徒の割合	(小・中学生)	実測
22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-
23	給食の残食量		-
24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-
改 25	3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割合	(3歳児)	-
改 26	12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数	(中学校1年生)	-
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費			
27	収穫農園(市民ランド)の参加者の数		家族や友人同士など参加グループ数
28	市民農園の区画数		-
29	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加		
30	農産物直売所の設置数	(スーパーマーケット等の インショップを除く)	-
31-1	地産地消推進の店の認定店舗数 (小売店)	(小売店)	-
31-2	地産地消推進の店の認定店舗数 (飲食店)	(飲食店)	-
32	学校給食廃食用油の燃料化		新潟菜の花プラン推進指標 (廃油回収料÷BDF精製量)
33	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数		-
34	新潟県特別栽培農産物の栽培面積		-
再 14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-
再 14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-
再 14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-
再 15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-
再 22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-
再 24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-

※空欄は現時点で未確定数値

策定時 平成23年度	実績						目標値	所管課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度		
66.3%	70.7% ◎	70.0% ◎	73.4% ◎	69.5% △	71.1% ◎	70.0%	食育・花育センター	
9回	9.5回 ○	9.5回 ●	9.7回 ○	9.6回 △	9.9回 ○	10回	食育・花育センター	
1.1% 0.7% 1.4%	1.2% △ 0.7% ○ 1.5% △	1.5% △ 0.7% ● 1.9% △	1.4% ○ 0.7% ● 1.9% ●	1.4% ● 0.9% △ 1.7% ○		0% - -	保健給食課	
7.6% H22	6.9% ◎	7.0% ◎	6.8% ◎	6.7% ◎		7.0%	保健給食課	
15.5% -	15.8% ◎ 31.5% -	15.5% ◎ 31.3% △	15.8% ◎ 31.9% ○	16.7% ◎ 31.9% ○		15.0% -	保健給食課	
5.0% H22	4.2% ○	3.3% ○	2.8% ●	2.7% ◎		3.0%	保健給食課	
93校	96校 ○	98校 ○	113校 ◎	110校 ◎		110校	食育・花育センター	
84.2%	85.2% -	86.8% ○	87.3% ○	88.7% ○		90.0%以上	健康増進課	
0.71本 H24	0.71本 -	0.64本 ○	0.56本 ○	0.53本 ○		0.46本以下	保健給食課	
384組	364組 △	396組 ○	589組 ◎	548組 ◎		500組	食育・花育センター	
1,085区画	1,145区画 ○	1,145区画 ●	1,121区画 △	1,047区画 △		1,500区画	食育・花育センター	
27.0%	26.3% △	28.3% ○	29.4% ○	26.1% △	27.2% ○	30.0%	食育・花育センター	
121箇所	113箇所 △	108箇所 △	109箇所 ○	99箇所 △		150箇所	食と花の推進課	
70店舗	70店舗 ●	70店舗 ●	69店舗 △	108店舗 ◎		80店舗	食と花の推進課	
169店舗	162店舗 △	161店舗 △	155店舗 △	199店舗 ◎		180店舗	食と花の推進課	
78,000ℓ	80,000ℓ ◎	95,000ℓ ◎	82,000ℓ ◎	86,000ℓ ◎		70,000ℓ	環境政策課	
3,553人	3,366人 △	3,108人 △	3,033人 △	2,219人 △		4,000人	農業政策課	
554ha	547ha △	494ha △	446ha △	445ha △		4,200ha	農業政策課	
490人	492人 ○	469人 △	476人 ○	456人 △		730人	健康増進課	
201人	189人 △	189人 ●	136人 △	128人 △		260人	農業政策課	
-	26人・団体 -	41人・団体 ○	60人・団体 ○	84人・団体 ○		100人・団体	食育・花育センター	
429店舗	457店舗 ○	471店舗 ○	483店舗 ○	486店舗 ○		500店舗	健康増進課	
15.5%	15.8% ◎ 31.5% -	15.5% ◎ 31.3% △	15.8% ◎ 31.9% ○	16.7% ◎ 31.9% ●		15.0% -	保健給食課	
93校	96校 ○	98校 ○	113校 ◎	110校 ◎		110校	食育・花育センター	

◎目標を上回った（達成）、○直近の実績値と比較して、目標に近づいた、●維持、△直近の実績値と比較して、数値が下回った（悪化した）

○ 施策の柱となる考え方

1. 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進

本市の食生活は、下記のような特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」を提唱し、普及・啓発を図るとともに、それを食育推進施策の柱と位置付けます。

① 新潟市は、同一市域内に81万人の市民が暮らす大消費地と、米の産出額が全国1位を筆頭に多様な食料がバランスよく生産される大生産地が近接した、全国的にも類を見ない都市となっています。

- ・ 人口81万人の市民が暮らすとともに、県内外から多くの人を訪れる大都市であり、また、大消費地となっています。
- ・ 広大な耕地を有し、全国第3位の農業産出額を誇る日本有数の大生産地です。
- ・ 全国で圧倒的第1位の米の産出額をはじめ、野菜、果実、魚介類、畜産物など、多様な食料がバランスよく生産される大生産地となっています。

② 新潟市は、食に携わる人材を育てる大学等に恵まれているほか、多くの朝市や直売所を有するとともに、地元の特色ある食材を使った地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など伝統的な食文化を引き継いでいます。

- ・ 食に携わる人材を育てる大学、専門学校、高校等に恵まれています。
- ・ 食生活改善推進委員等、食に関わる地域ボランティアがいます。
- ・ 100を超える朝市・農産物直売所があります。
- ・ 地元の食材を使った「のっぺ」「菊のひたし」「鮭の味噌漬け」など、地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など、引き継ぎたい伝統的な食文化や農水産品の加工技術があります。

③ 新潟市は、「食がおいしいまち」と評価されています。

- ・ 本市のイメージを把握するための市民アンケート調査では、「食がおいしい街」という回答が最も多く、満足度調査では「食がおいしいところ」という項目が84.4%となっています。
- ・ 首都圏住民に対するアンケート調査では、「食事や料理のおいしいところ」が支持率50%を超え、約4割の人が「食べものおいしい・食材の豊かな街」というイメージをもっています。

2. 「にいがた流 食生活」の内容

「にいがた流 食生活」とは、市民の皆さん一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活のことをいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん（米）に、地域でとれた新鮮で多様な食材（野菜、果実、魚など）を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

3. 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開

各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開

ライフステージに応じた施策の展開

新潟市の食育推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設である食育・花育センターを有効に活用

○ 施策展開の視点

本計画では本市の現状を踏まえ、下記の3つの視点から、食育推進の施策を展開します。

1. 地域の力を生かす
2. 男女共同参画を進める
3. コミュニケーションを重視する

1. 地域の力

- ・ 本市では、自治会加入率が96.4%、市内全域において97の地域コミュニティ協議会が形成されているなど、地域コミュニティが発達しています。
- ・ 各地域には、優れた技術と豊富な経験を有する農林漁業者、地域の伝統的な食文化に関する豊富な知識を有する高齢者や食生活改善推進委員など、優れた人材がたくさんいます。
- ・ 子どもたちが健全な食習慣を確立するためには、家庭の役割が非常に重要ですが、共働き世帯の増加や核家族化などライフスタイルが多様化する中、家庭の中だけで健全な食生活を実現するのが困難な家庭が増えていることが考えられます。
- ・ このため、地域に集積する組織や人の力を生かし、地域ぐるみで家庭を支えあう視点から施策に取り組みます。

2. 男女共同参画

- ・ 家庭における食育は、食事や子育てと密接に関わっていますが、現状では、これらの多くは主に女性が担っています。
- ・ 本市では、女性の社会進出が進んでおり、男女が家庭と職場の活動を両立するため、家庭における男性の役割は、ますます大きくなっています。
- ・ 食育に対する男性の関心は、女性に比べて低いほか、国と比較して30代から50代の男性の朝食欠食率が高いなど男性の食生活の問題が顕在化しています。
- ・ このため、男女を問わず食生活の自立が図れるよう、家庭における食事の支度や子育てに対し、男女が共に関心を深め、積極的に参画しやすい環境を整えるなど、家庭における男女共同参画を進める視点から施策に取り組みます。

3. コミュニケーション

- ・ 家族で食卓を囲む機会が減るなど家庭内の親子のコミュニケーションの希薄化が懸念されています。
- ・ 会話のある食事は、家族をはじめ、人と人が信頼関係を築き、人生を楽しくするものです。
- ・ 世代や生活環境、職種を超えて広くコミュニケーションを図ることは、互いの理解を深め、見識を広げるとともに、誤った判断を抑制する力ともなります。
- ・ 食は、生活のあらゆる場面に関わるものであることから、食育の推進は、すべての関係者が共通の認識を持って、連携・協働しながら一体的に取り組むことが重要です。
- ・ 関係者が相互にコミュニケーションを図りながら食育推進に取り組むことにより、関係者間の理解が深まるとともに、食育推進の活動の輪が広がることが期待されます。
- ・ このため、食に関わる様々な場面において市民の心をつないでいけるよう、食事を通じた家族間のコミュニケーション、食育推進を通じた関係者間のコミュニケーションを重視する視点から施策に取り組みます。

○ 食育推進のための施策展開

1. 重点課題への対応

第1次新潟市食育推進計画の推進により明らかとなった4つの課題へ対応します。

重点課題		具体的な対応策	
		中心となって対応する所属	食育・花育センター
朝食の欠食	大人	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時にリーフレットを配布する。 健康手帳、母子健康手帳の情報ページに朝食の重要性の記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「にいがた流 食生活実践」事業 <ul style="list-style-type: none"> 米を中心とした日本型食生活の実践などを柱とする「にいがた流 食生活」の普及・啓発を行い、食育を市民運動として展開し、実践へと結びつけることによって、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む。 各種料理教室や講座等の開催、リーフレットやレシピカード等の普及・啓発資材の作成を行う。 食と花の交流推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市全体の食育、花育、農村と都市の交流の推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設として整備した食育・花育センターを、名実ともに拠点化し、食と花を一体的に学ぶことができる場を提供すると同時に、各地域で活用可能な制度を構築する。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 保健給食課 <ul style="list-style-type: none"> 朝食や規則正しい食生活の大切さについて、給食の指導や給食だよりの発行等を通じて子どもや家庭に伝えていく。 朝ごはん料理講習会を引き続き開催することで、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成するとともに、生活リズムの向上を図っていく。(生涯学習センター) 	
	肥満 ・ 低体重	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 各区が実施する講習会等において、生活習慣病を予防する上で適正体重を維持することの大切さを伝える(肥満、やせすぎの弊害など)。 ICT(情報通信技術)を活用した健康づくりモデル事業を引き続き実施し、運動の実践と食生活改善のための支援をする。 	
	食の安全に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 食の安全推進課 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代向け講習会や食品工場での見学体験の機会を提供するほか、卸売市場などで開催されるイベントに出店し、食品衛生及び食の安全に関する基礎的知識の普及・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 食育マスター制度の構築 同左 食育・花育センターボランティアの導入 食育・花育センターを市民協働による活動・交流の拠点とするため、食育や花育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みを構築し、市民相互の活動・交流の促進を目指す。
食育の推進に関わるボランティア	食生活改善推進委員	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 食に関するボランティアとして、引き続き食生活改善推進委員の養成を図るとともに、資質向上のための研修会を実施し、育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの導入 食育マスター、食育・花育センターボランティア、団体利用促進プログラムの円滑な運用のため、コーディネーターを導入して市民活動の支援を図る。 食育・花育・農業体験 団体利用促進プログラムの構築 センターの開設を機に、新たに食育、花育、農業体験が一体となった幼稚園・保育園、小学校向けの団体プログラムを構築し、子どもたちへの多様な体験の機会を提供する。
	農村地域生活アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 農業政策課 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市担い手育成総合支援協議会ホームページ内での女性農業者の視点から見た食の知恵袋や季節の料理などを紹介する地産地消を通じた食育の企画を展開する(不定期)。 	
	人材育成制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> 食育・花育センター <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みの第一段階として、食育マスター制度を構築し、食育に関係する知識・技術を持ち、指導者となりうる人材を食育マスターとして登録し、データベースの構築を行った上で、全市的な活用を促す。 	

2. 施策内容

本市の現状と課題を整理し、条例の基本理念のもと、“にいがた流 食生活”を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開しました。

1. 市民運動としての食育の推進

- (1) 「にいがた流 食生活」の提唱・普及
- (2) 継続的な食育推進運動
- (3) 食育推進の拠点の整備
- (4) 各種団体等との連携・協働体制の確立
- (5) 地域力を生かした食育の推進
- (6) 食育に関する市民の理解の増進
- (7) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

2. 家庭における食育の推進

- (1) 男女共同参画を踏まえた食育推進
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

3. 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 保育所、幼稚園における食育推進
- (2) 小・中学校における指導体制の充実
- (3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実
- (4) 学校給食の充実
- (5) 高校、大学等における食育推進

4. 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

- (1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
- (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の促進
- (3) 市民の健康づくりのための食育推進
- (4) 食品関連事業者等による食育推進
- (5) 職場における食育推進

5. 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

- (1) 田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進）
- (2) 地産地消の促進
- (3) 食文化の継承のための支援
- (4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進

6. 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

- (1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進
- (2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究

○ 第2次新潟市食育推進計画の総括

1. 4つの重点課題の目標数値について

(1) 朝食の欠食

※現状値：一部平成27年度の数値

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人] (20歳代男性)	17.9%	15.0%	30.3%
4-2	朝食を欠食する市民の割合[成人] (30歳代男性)	23.4%	15.0%	18.5%
20	朝食を欠食する子どもの割合(小中学生)	1.1%	0%	1.4%

- ・ 20歳代男性の朝食の欠食状況は現状値30.3%で、目標に達しませんでした。
- ・ 30歳代男性の朝食の欠食状況は現状値18.5%と、目標値を上回る結果となりました。
- ・ 市民アンケート調査の中で、朝食を食べない理由は、対象者全体では「時間が無いから」「食べるのが習慣となっていないから」の2つが最も多く、20歳代・30歳代では「食欲がないから」がその2つを上回っています。
- ・ 年代別でみると、年代が上がるにつれて朝食を食べているという割合が増え、性別では、全ての年代で、男性の方が女性に比べ、朝食の欠食率が高い状況が見られました。
- ・ 朝食を欠食する子どもの割合については、現状値1.4%と1%台を維持し、これまで同様の傾向となっています。

- ・ 若い男性が朝食を欠食している傾向は引き続き見られます。
- ・ 健全な食生活改善の実践に向けて、若い世代への必要な施策をより効果的に講じる必要があります。

(2) 肥満・低体重

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
11	肥満の市民の割合（20～60 歳代の男性）	25.9%	15.0%	23.8%
12	低体重（やせ）の市民の割合（20 歳代女性）	19.7%	15.0%	31.7%

○ 肥満について

- 20～60 歳代男性肥満の割合は、平成 28 年度の実績値が 23.8%と、策定時よりも改善がみられましたが目標値には達しませんでした。
- 年代別に見ると、20 歳代よりも 30～60 歳代に肥満の傾向が見られます。
- それに関連する、指標ナンバー7の「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合」は 29.7%、指標ナンバー8-1の「1 日 60 分くらい体を動かす生活を実践している男性の割合」は 25.6%、指標ナンバー9-1の「運動習慣を身につけている男性の割合」は 27.6%で、策定時より大きな変化はなく、横ばいの状況が続きました。
- 関連として指標ナンバー21「肥満傾向の児童生徒の割合」を見ると、策定時以降 4 年連続で目標値に達しています。

○ 低体重（やせ）について

- 20 歳代女性の低体重（やせ）の割合は、平成 28 年度の実績値が 31.7%と、目標値には達しませんでした。
- 市民アンケート調査の中で、年代別に見ると、20 歳代だけが 30%前後で推移しており、それ以降の年代は高くても 17%程度と、13%程度の差が見られます。また、指標ナンバー8-2の「1 日 60 分くらい体を動かす生活を実践している女性の割合」は 21.1%、指標ナンバー9-2の「運動習慣を身につけている女性の割合」は 21.0%と、いずれも男性よりも低い割合となっていますが、その中でも 20 歳代女性については、それぞれ 8.5%・7.9%と、さらに低い状況となっていました。

- 男性の肥満傾向、若い年代の女性の低体重（やせ）傾向は引き続き見られます。
- 肥満による身体への悪影響及び若い世代の女性の低体重（やせ）については、より効果的な情報提供や取り組みを通し、自ら食生活の改善などに取り組んでいけるよう啓発に努める必要があります。

(3) 食の安全に関する知識

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
13-1	食の安全に対して関心を持っている市民の割合	-	90.0%	86.7%
13-2	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	58.6%	65.0%	60.9%

- ・ 「食の安全に対して関心を持っている市民の割合」は、ほぼ目標に達し、9 割近くの市民が関心を持っている状況にあります。また、「食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合」は、策定時から数値が伸び、目標を達成しました。食の安全への関心度や自ら安全性を確保しようと知識を身につける意識は高まっていると考えられます。

- ・ 食の安全性に関する知識については、一定の成果があったと考えられます。
- ・ 食品の安全性の確保は、健康と健全な食生活の実現に必要なものです。引き続き必要な情報を発信するとともに、食品の安全性に関しての知識に基づき、自ら判断することができる市民を増やすための施策を講ずる必要があります。

(4) 食育の推進に関わるボランティア

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	490 人	492 人	456 人
14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	201 人	260 人	128 人
14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	-	100 人・団体	84 人・団体

- ・ 食生活改善推進委員、農村地域生活アドバイザーについては、背景に高齢による退会などがあり、どちらも目標を達成しませんでした。
- ・ 食に関する優れた知識、技術をもち、地域活動において講師となりうるボランティア「食育マスター」の数は、年々登録者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。地域での食育活動は、年々、増加しており、市民の関心の高さが伺えます。

- ・ 食育の推進に関わるボランティア（食生活改善推進委員、農村地域生活アドバイザー）の数は、減少傾向にあります。
- ・ 食生活改善推進委員や農村地域生活アドバイザーを含めた、食育マスターの登録者数を確保することで、特に地域での食育活動を担う人材の確保が必要です。

2. その他の目標数値について

(1) 市民一人ひとりの健全な食生活の実践

※現状値：一部平成27年度の数値

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
1	食育に関心がある市民の割合	77.0%	90.0%	83.8%
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	59.2%	70.0%	62.9%
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	71.7%	80.0%	67.1%
5	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合	78.8%	90.0%	79.4%
6	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群の割合	28.1%	23.0%	27.9%
7	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	27.9%	50.0%以上	29.3%
8-1	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合（男性）	27.5%	40.0%以上	25.6%
8-2	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合（女性）	23.8%	40.0%以上	21.1%
9-1	運動習慣を有する市民の割合（男性）	28.5%	40.0%以上	26.1%
9-2	運動習慣を有する市民の割合（女性）	24.0%	40.0%以上	21.0%
15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	429 店舗	500 店舗	486 店舗
16	よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	75.2%	80.0%	69.4%
17-1	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合（40歳代）	18.4%	20.0%以上	49.1%
17-2	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合（50歳代）	25.7%	30.0%以上	58.6%

(2) 健やかな子どもの成長

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
18	食事時に家族の会話ができている市民の割合	66.3%	70.0%	71.1%
19	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	9回	10回	9.9回
21	肥満傾向の児童生徒の割合	7.6%	7.0%	6.7%
22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	15.5%	15.0%	16.7%
23	給食の残食量	5.0%	3.0%	2.7%
24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数(小学校)	93校	110校	110校
25	3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割合	85.2%	90.0%以上	88.7%
26	12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数	0.71本	0.46本以下	0.53本

(3) 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
27	収穫農園(市民ランド)の参加者の数	384組	500組	548組
28	市民農園の区画数	1,085区画	1,500区画	1,047区画
29	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加	27.0%	30.0%	27.2%
30	農産物直売所の設置数	121箇所	150箇所	99箇所
31-1	地産地消推進の店の認定店舗数 (小売店)	70店舗	80店舗	108店舗
31-2	地産地消推進の店の認定店舗数 (飲食店)	169店舗	180店舗	199店舗
32	学校給食廃食用油の燃料化	78,000ℓ	70,000ℓ	86,000ℓ
33	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数	3,553人	4,000人	2,219人
33	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数	3,553人	4,000人	2,219人

NO.	指標	策定時	目標値	現状値
34	新潟県特別栽培農産物の栽培面積	554ha	4,200ha	445ha
再 14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	490人	492人	456人
再 14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	201人	260人	128人
再 14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	-	100人・団体	84人・団体
再 15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	429店舗	500店舗	486店舗
再 22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	15.5%	15.0%	16.7%
再 24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数(小学校)	93校	110校	110校

○ 食育に対する関心と実践について

- 食育への興味と実践については、指標ナンバー1の「食育への関心度」が平成28年度の実績値で83.8%となり、目標値には達しませんでした。第2次計画となってから初めて80%を超えました。
同様に、指標ナンバー2の「食事バランスガイド等を食事の際に参考にしている割合」が62.9%、指標ナンバー3の「主食・主菜・副菜のそろった食事を実践している割合」が67.1%となり、計画策定時より横ばいの状況が続きました。
- 「食育」への関心度を性別で見ると、男性の関心度は79.3%、女性の関心度は88.7%と、女性の関心度の方が高い傾向が見られます。
- 市民アンケート調査によると、『食育』を何らかの形で実践していますか」という質問に対して、「積極的にしている」「できるだけするようにしている」と答えた人の割合は、平成28年度実績で53.2%、「したいと思っているがあまりしていない」「したいと思っているが実際にはしていない」と答えた人は32.1%で合計85.3%の人が「実践したい意思がある」と考えられます。
過去のアンケート結果においても、実践度が40%以上、実践したいという意思が80%以上となっています。
- 食育を実践していない理由について聞いたところ(複数回答)、「食事や食生活への関心はあるが仕事や趣味など他のことで忙しいから」(46.9%)、「食事や食生活への関心はあるが食費を安くすることのほうが重要だから」(33.9%前後)、『食育』自体についてよく知らないから」(23.2%)という状況でした。

- ・ 関心と実践に関連する指標について、共食に関連する指標として、指標ナンバー18「食事時に家族の会話ができている市民の割合」と、指標ナンバー19「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」があります。

食事のときの会話が大切だと思っているし、概ねできている割合は、71.1%と目標値を上回り、指標ナンバー19「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」も平成28年度実績値で9.9回と目標値に近づくなど、改善の傾向が見られます。

- ・ 食べるために大切な歯の健康の視点、指標ナンバー17-1・17-2「過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 40歳代・50歳代」は目標値を達成し、指標ナンバー25「3歳児でむし歯（乳歯むし歯）がない幼児の割合」、指標ナンバー26「12歳児（中学校1年生）の一人平均むし歯本数」については、いずれも目標値に近い数値となっています。

指標ナンバー16「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合」は69.4%で、目標値に達しませんでした。

- ・ 食育と健康づくりの視点から、指標ナンバー6から9-2の食事と対になる運動習慣についてみると、国の指標と対照可能な指標ナンバー7は新潟市29.3%に対して40.7%と、新潟市がマイナス11.4%で大きな差が見られました。

新潟市の状況としては改善が見られたものの、国との比較では差があることから、今後も市全体で健康づくりがしやすい気運醸成を図り、健康づくりに対する動機付けと継続を支援する必要があります。

・ 関心度と実践したいと思う意識を維持・向上する工夫と、実践したいと思う意思がある人が、実践できる機会や環境などを整え、食育をさらに推進していくことが必要です。

○ 食育を取り巻く周辺環境について

・ 小売店や飲食店

食育を取り巻く周辺環境である地産地消推進の店認定店の店舗数は、小売店、飲食店とも目標を達成しました。指標にはありませんが、「食育の日」協力店や健康づくり支援店の数も漸増しており、地元の食材を使った食事や健康に配慮した食事ができる環境は概ね整ってきたと考えられます。

・ 農業体験

食の向こう側にある農に触れることができる体験機会の提供の状況については、学校教育田等で農業体験を実施している学校の数は、平成26年度より開始した教育ファームの取組により、全小学校での実施を達成しました。収穫農園（市民農園）の参加者の数は市民の関心の高まりから目標を達成しました。

指標ナンバー28「市民農園の区画数」は前年度より減少しましたが、利用率は95%となっており、一般の方からも農業を体験していただくことにつながっていると考えられます。

指標ナンバー29「農林漁業体験を経験した市民の割合の増加」の平成28年度実績値は27.2%と目標値には達しませんが、食の向こう側にある農に触れることができる環境の整備も、概ねできていると考えられます。農に触れることのできる環境は着実に整備されていると考えられます。

・学校給食

学校給食に関する指標として、指標ナンバー22「学校給食における地場産物を使用する割合」と、指標ナンバー23「給食の残食量」についてです。

地場産物の使用状況については、市内産の使用割合が平成27年度実績値で16.7%と目標値を上回り、県内産の割合も31.9%と、国が目標値としている30%を上回っています。国の実績値は県内産の割合23.8%であることから、本市の地場産食材の使用割合は比較的高いと考えられます。

また、指標ナンバー23「給食の残食量」も平成27年度実績値で2.7%と、目標値を上回る数値となりました。

・食育体験

指標にはありませんが、食育に関する取り組みの中でも、体験を伴うものが食育・花育センターで実施するものに限らず、全市的に増えています。

毎年度作成している食育推進施策実施状況報告書において、全市的に実施している食育に関連する取組をみると、保育園や小学校、公民館、地域の団体などでの料理教室が増えています。

料理教室では、にいがたの食材を使った季節の料理、郷土料理、行事食、食事と運動等、様々なテーマを取り入れ、親子、子ども、男性などを対象に行い、その取組が広がっています。

食育・花育センター以外の市民に、より身近な場所で取組が広がってきていることで、食育を体験し、実践へとつなげることができる体制の整備も、概ね整ってきたと考えられます。

・拠点施設の整備

平成23年に、食育・花育センターを整備し、「市民協働・子ども・体験」をコンセプトにした料理教室や食育ミニ体験、団体プログラム等の体験プログラムを整え、保育園・幼稚園や小学校及び地域団体等に食育に関する様々な体験を提供できる環境を整えました。

平成26年には、農業に触れ、親しみ、農業を学ぶ場を提供する公立教育ファームとしてアグリパークを整備し、食の向こう側にある農に触れることができる体験機会の提供ができる環境が整いました。

・各所で実施される食育推進に関わる取り組みや、食育と農業体験の拠点施設を整備するなど、食を取り巻く環境整備は、概ね整ったと考えられます。

3. 今後の食育推進の方向性について

第1次計画及び第2次計画を通して、3つの共通目標「①市民一人ひとりの健全な食生活の実践、②健やかな子どもの成長、③地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費」を掲げ、食育の「周知から実践」を目指し、取り組みを進めました。

また、第2次計画では、4つの重点課題を設定し、関係機関や関係団体と連携して取り組みを進めました。

○ 第1次計画及び第2次計画においては、下記とおり取り組みました。

▷平成19年～23年度（第1次計画）

～食育の普及啓発～

- ・「食育の日」を契機とした食育メニューの提供やスーパーマーケットでの取組
- ・食育フォーラムの開催
- ・食育先進地モデル実証事業（農林水産省補助事業）
- ・食育推進キャラクター“まいかちゃん”決定、きぐるみ製作
- ・体験型食事バランス診断システム導入
- ・食育に関する情報発信（情報紙、ホームページ開設など）
- ・拠点施設としての役割を持つ食育・花育センターが平成23年10月にオープン
- ・その他、関係団体、関係課・区の各種取組

▷平成24年～28年度（第2次計画）

～食育の普及啓発を継続するとともに実践につながる取り組みを実施～

- ・「にいがた流 食生活」の実践を促すための料理教室や各種体験プログラムを提供
- ・食育マスター制度を創設し、地域での食育を推進
- ・「食育の日」協力店登録事業（拡充）
- ・にいがた発わくわく教育ファーム推進事業（アグリスタディプログラム）
- ・その他、関係団体、関係課・区の各種取組

○ 第1次計画から第2次計画の取り組みの成果としては、以下のことが挙げられます。

- 食育を取り巻くまわりの周辺環境の整備は進みました。
- 拠点施設としての食育・花育センターで行う各種体験事業に加え、地域での食育活動を支援する食育マスター制度を活用した地域での取り組みを開始したことで、体験型の食育の取り組みが増え、食育活動が全市的に広まっています。

○ 第3次計画策定に向けて

第2次計画での食育推進の取り組み状況や成果などから、第3次計画策定にあたっては、以下の3点を施策展開していくうえで視野に入れ、本市の食育推進に取り組みます。

① 関心度を実践に結び付けるための体験機会のさらなる提供

「食育」への関心度と実践度を見ると、実践したいと思う意識がある人の割合と実際に実践している人の割合との間に30%程度の開きがあることから、食育の体験機会をより充実させ、関心を持って意識を変えたい人を実践に結びつけることに、これまで以上に主眼を置き、「食」と「農」を通して「生きる力」を養うことができるよう、施策を展開する必要があります。

② 体験による効果がより発揮されるよう、対象やテーマを明確化

重点課題への対応の結果、若い世代の朝食の欠食や低体重（やせ）などの問題が残りました。

若い世代への食育は、健全な身体を維持し、将来の生活習慣病を予防することはもちろん、子どもの食育にも影響を及ぼします。対象やテーマを子と親、若い世代を選択して実施するなど、明確にして、体験による効果がより発揮できるような工夫が必要です。

③ 食育の推進に関わる人材の育成・確保

食育を実践する市民をさらに増やすためには、体験機会のさらなる提供が必要です。そのためには、より多くの人材が必要なことから、食生活改善推進委員や農村地域生活アドバイザーを含めた食育マスターの登録者数を確保することで、特に地域での食育活動を担う人材の確保を図る必要があります。

第3章 第3次新潟市食育推進計画の策定

○ 計画の策定にあたって

1. 基本方針

市民が望ましい食生活を実践していけるよう、また、本市が取り組む施策を明確にできるように第2次計画の3つの共通目標を見直し、第3次計画では、新たに4つのテーマに区分した個別目標を設定します。

第2次計画の目標	第3次計画の区分	変更理由
1 市民一人ひとりの健全な食生活の実践 2 健やかな子どもの成長 3 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費	→	1 えらぶ 2 つくる 3 たべる 4 育てる 「にいがた流 食生活」及び食育・花育センターの体験展示と共通のテーマ設定とすることで、市民に実践してほしい取り組み・本市が取り組む施策を明確にするため。

2. 目標

基本方針に基づいて計画を推進するにあたり、市民が望ましい食生活を実践していくために必要な取り組みを明確にするため、4つのテーマにそれぞれ目標を掲げます。

テーマ	4つのテーマが示す目標
1 えらぶ	→ <u>健康や環境に配慮しながら、自らの食を「えらぶ」ことができる</u> 食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ、栄養バランスに配慮した食事等の望ましい食習慣を自ら実践できることを目指します。
2 つくる	→ <u>食文化を受け継ぎながら、自ら「つくる」ことができる</u> 栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践と、郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承を目指します。
3 たべる	→ <u>生涯にわたって健康で楽しく「たべる」ことができる</u> 健全な食生活により生活習慣病予防等の健康寿命の延伸を図り、また家族や友人と一緒に食卓を囲んで食の大切さや楽しさを実感できることを目指します。
4 育てる	→ <u>にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「育てる」</u> 食は農家などの生産者や身近な食材を調理する人などを始めとして多くの人々によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことを目指します。

3. 数値目標の設定

施策の成果や達成度を評価するため、目安となる数値目標を設定します。

No.	指標	対象	集計方法等	策定時	目標値	所管課	
				平成28年度	平成33年度		
1 えらぶ							
1	「食(食事や食習慣)」に関心を持っている市民の割合	20歳以上	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」	83.8%	90.0%	食育・花育センター	
2	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践している市民の割合	20歳以上	「いつも気をつけて実践している」 「気をつけて実践している」	62.4%	75.0%	食育・花育センター 健康増進課	
3	身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合	20歳以上	「いつも選ぶようにしている」 「なるべく選ぶようにしている」	74.8%	80.0%	食育・花育センター 食と花の推進課	
4	食べ物を無駄にしないように行動している市民の割合	20歳以上	何らかの行動をしている	84.8%	90.0%	食育・花育センター	
5	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断することができる市民の割合	20歳以上	「いつも判断している」 「判断している」	63.3%	80.0%	食の安全推進課	
		20歳代・30歳代		53.4%	65.0%		
2 つくる							
6	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	市内産	-	16.7%	16.0%	保健給食課	
		<参考>県内産	-	31.9%	-		
7	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合	20歳以上	「大切だと思う」	82.0%	85.0%	食育・花育センター 食と花の推進課 健康増進課 保健給食課	
8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを受け継いでいる市民の割合	20歳以上	「受け継いでいる」	54.7%	70.0%	食育・花育センター 食と花の推進課 健康増進課 保健給食課	
		<参考>受け継ぎ、伝えている	「受け継いでいる」かつ「伝えている」	68.5%	-		
		20歳代・30歳代	「受け継いでいる」	48.7%	60.0%		
9	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	-	186回	200回	食育・花育センター	
10	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等)	実施回数	-	167回	200回	食育・花育センター	
3 たべる							
11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	20歳以上	1日2回以上	67.1%	80.0%	食育・花育センター 健康増進課	
		20歳代・30歳代		49.5%	70.0%		
12	ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合	20歳以上	「ゆっくりよく噛んで食べている」 「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」	51.6%	55.0%	食育・花育センター 健康増進課	
13	朝食を欠食する市民の割合	20歳代・30歳代	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」	19.5%	15.0%以下	食育・花育センター	
		小・中学生	学校へ行く前に朝食をとるか	1.4%	0.0%	保健給食課	
		<参考>小学生 <参考>中学生	「とらないことが多い」 「全く、ほとんどとらない」	0.9% 1.7%	- -		
14	「共食」が大切だと思う市民の割合	20歳以上	「大切だと思う」	85.6%	90.0%	食育・花育センター	
15	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	20歳以上	1週間の間に朝食または夕食を家族と一緒に食べた回数	9.9回	11回	食育・花育センター	
4 育てる							
16	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合の増加	-	自身や家族の中に農林漁業体験に参加したことのある人が「いる」	27.2%	40.0%	食育・花育センター	
17	農業体験学習を実施している小学校の割合	市立小学校	-	100%	100%	食育・花育センター 学校支援課	
18	食育の推進に関わるボランティアの数 (新潟市食育マスター)	食育マスター登録数	-	84人・団体	100人・団体	食育・花育センター	
		<参考>食生活改善推進委員	-	456人	-	健康増進課	
再	19	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	-	186回	200回	食育・花育センター
再	20	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等)	実施回数	-	167回	200回	食育・花育センター

※策定時の数値一部は平成27年度

4. 「3 数値目標の設定」の考え方について

① 国の基本計画及び市の第2次計画の内容も踏まえ、新たに指標を設定します。

No.	国指標	No.	市指標	相違点
1	食育に関心を持っている国民の割合	1	「食(食事や食習慣)」に関心を持っている市民の割合	・「食育」ではなく「食」に ・第2次計画からも変更
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	15	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	-
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	14	「共食」が大切だと思う市民の割合	・「共食」に対する意識を確認する指標とする
4	朝食を欠食する国民(子供、若い世代)の割合	13	朝食を欠食する市民(20歳代・30歳代、小・中学生)の割合	・小・中学校別を参考値とする
5	中学校における学校給食実施率	-	-	・既に全中学校で実施されているため
6	学校給食における地場産物(都道府県内産、国産)を使用する割合	6	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	・市内産を目標値とし、県内産を参考値とする
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民(20歳代以上、若い世代)の割合	11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	-
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	2	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践する市民の割合	・「野菜の摂取」を追加 ・第2次計画のNo.2も吸収
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	12	ゆっくりよく噛んで <u>味わって</u> 食べる市民の割合	・第2次計画を踏まえ、表現を一部変更
10	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	18	食育の推進に関わるボランティアの数(新潟市食育マスター)	・表現は第2次計画を踏襲 ・食育マスターの登録者数を目標値とする ・食生活改善推進委員数、キッズキッチン協会認定インストラクター数を参考値とする
11	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	16	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合	-
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	4	食 べ 物を無駄にしないように行動している市民の割合	・食品ロスも包括した表現に変更
		3	身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合	・「地産地消」の実践を確認する指標を追加
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民(20歳代以上、若い世代※継承まで)の割合	7	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合	・「食文化全般」に対する意識を確認する指標を追加
		8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを <u>受け継いで</u> いる市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	・表現を一部変更 ・「継承」までを目標値とし、「伝えている」は参考値とする
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民(20歳代以上、若い世代)の割合	5	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する <u>こと</u> ができる市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	・表現を一部変更
15	推進計画を作成・実施している市町村の割合	-	-	・本市には当てはまらないため

② 第2次計画で数値目標としていた指標で、関連性が高い指標を含む計画を、関連計画として位置づけます。

第2次計画 指標	第3次計画 関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備軍の割合 ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合 ・ 1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合(男・女) ・ 運動習慣を有する市民の割合(男・女) ・ 肥満者の割合(20～60歳代男性・40～60歳代女性) ・ 低体重者の割合(20歳代女性・65歳以上) ・ 肥満傾向の児童生徒の割合(小・中学生) 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合(40歳代・50歳代) ・ 3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割合(3歳児) ・ 12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数(中学校1年生) 	→
	健康づくり推進基本計画 教育ビジョン 食の安全基本方針 生涯歯科保健計画

③ 第2次計画で数値目標としていた指標で、第3次計画に引き継がず、関連計画としても位置づけない指標を整理します。

第2次計画 指標	理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合 	→	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関わるボランティアの数(農村地域生活アドバイザー) 	→	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全に対して関心を持っている市民の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指標に合わせ、関心度ではなく実践度の向上を図ることとし、No.12のとおりとしたため。 ・ 新潟市食育マスター登録者数に含めることとしたため。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事時に家族の会話ができている市民の割合 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の残食量 	→	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食廃食用油の燃料化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値を上回る水準に達したため。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合 	→	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数(健康づくり支援店指定店舗数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度(8割以上)認知されたため。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫農園(市民ランド)の参加者の数 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の区画数 		→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売所の設置数 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消推進の店の認定店舗数(小売店・飲食店) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の実践にかかわる周辺環境は一定程度(7割以上)整備されたため。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数 		→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県特別栽培農産物の栽培面積 		→

第4章 食育推進のための施策展開

○ 施策の柱となる考え方

1. 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進

本市の食生活は、特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」の普及啓発を図ることを第3次計画の食育推進施策の柱と位置付けます。

(1) 「にいがた流 食生活」のイメージ



(2) 「にいがた流 食生活」の内容

新潟市食育推進条例に明記してある目的「市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む」、「いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“新潟”の実現」を達成するため、市民一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活をいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

2. 施策展開の視点について

第3次計画においては、第2次計画の結果・評価を踏まえ、以下のことを視点に入れ、普及・啓発及び実践に向けた取り組みの充実を図ります。

■「関心から実践へ」体験機会のさらなる充実

「食育」の関心度と実践度は、実践したいと思う意識がある人の割合と実際に実践している人の割合との間に開きがあることから、食育の体験機会をより充実させ、関心を持って意識を変えたい人を実践に結びつけることが必要である。

■体験機会の対象やテーマの明確化

第2次計画では、若い世代の朝食の欠食や低体重(やせ)などの課題が残った。若い世代への食育は、健全な身体を維持し、将来の生活習慣病を予防のほか、子どもの食育にも影響を及ぼすため、対象やテーマを子と親、若い世代を選択して実施するなど、体験による効果がより発揮できるようにする必要がある。

■人材の育成・確保

体験機会を増やして食育を実践する市民をさらに増やすためには、より多くの人材が必要なため、食生活改善推進委員や農村地域生活アドバイザーを含めた食育マスターの登録者数を増やし、地域での食育活動を担う人材の確保する必要がある。

○ 基本施策の体系

「にいがた流 食生活」を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取り組みを6つの基本的な施策に分類し展開します。

基本的施策	主な取組
1 市民運動としての食育の推進	(1) 継続的な食育推進運動
	(2) 各種団体等との連携・協働体制の確立
	(3) 地域の力を生かした食育の推進
	(4) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発, 情報の発信
2 家庭における食育の推進	(1) 男女共同参画を踏まえた食育推進
	(2) 望ましい食習慣や知識の習得
	(3) 妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導
3 学校, 保育所等における食育の推進	(1) 保育所, 幼稚園における食育推進
	(2) 小・中学校における指導体制の充実
	(3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実
	(4) 学校給食の充実
	(5) 高校, 大学等における食育推進
4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進	(1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
	(2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の推進
	(3) 市民の健康づくりのための食育推進
	(4) 食品関連事業者等による食育推進
	(5) 職場における食育推進
5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進	(1) 田園と都市の交流促進(農林漁業者等による食育推進)
	(2) 地産地消の促進
	(3) 食文化の継承のための支援
	(4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進
	(5) 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組
6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等	(1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進
	(2) 栄養, 食習慣等食育推進のための情報収集, 調査研究

○ 第3次新潟市食育推進計画の推進体系

新潟市食育推進条例に明記してある目的

- ① 市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む
- ② いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“新潟”の実現



施策の柱 「にいがた流 食生活」の推進

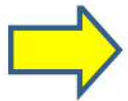
目標

健康や環境に配慮しながら、自らの食を「**えらぶ**」ことができる

食文化を受け継ぎながら、自ら「**つくる**」ことができる

生涯にわたって健康で楽しく「**たべる**」ことができる

にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「**育てる**」



6つの基本的施策と主な取り組み

- 1 市民運動としての食育の推進
 - (1) 継続的な食育推進運動
 - (2) 各種団体等との連携・協働体制の確立
 - (3) 地域の力を生かした食育の推進
 - (4) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信
- 2 家庭における食育の推進
 - (1) 男女共同参画を踏まえた食育推進
 - (2) 望ましい食習慣や知識の習得
 - (3) 妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導
- 3 学校、保育所等における食育の推進
 - (1) 保育所、幼稚園における食育推進
 - (2) 小・中学校における指導体制の充実
 - (3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実
 - (4) 学校給食の充実
 - (5) 高校、大学等における食育推進
- 4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - (1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
 - (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の推進
 - (3) 市民の健康づくりのための食育推進
 - (4) 食品関連事業者等による食育推進
 - (5) 職場における食育推進
- 5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進
 - (1) 田園と都市の交流促進(農林漁業者による食育推進)
 - (2) 地産地消の促進
 - (3) 食文化の継承のための支援
 - (4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進
 - (5) 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組
- 6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等
 - (1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進
 - (2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究



施策展開の視点

「**関心から実践へ**」体験機会のさらなる充実

体験機会の対象やテーマの明確化

人材の育成・確保

○ 施策ごとの具体的な取組

これまで示した6つの基本的な施策について、それぞれの施策ごとに推進する主な取り組みを掲げます。

1. 市民運動としての食育の推進

教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア、食育活動に携わる専門家等の関係者と連携・協働し、市民一人ひとりが自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を通して理解の増進を図り、継続的な食育推進運動を展開します。

(1) 継続的な食育推進運動

- ・ 関係者と連携して、国が定めた「食育月間」（毎年6月）及び「食育の日」（毎月19日）を普及し、この時期における関係者の取組を促すため、イベントを開催するなど、食育の普及啓発を行う。
- ・ 市民の多様なニーズや特性を分析し、それぞれに適した具体的な推進方策を検討し、教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア、食育活動に携わる専門家等の関係者による取り組みを支援する。
- ・ 「にいがた流 食生活」を普及するため、ホームページなどを活用し、継続的に情報を発信する。

(2) 各種団体等との連携・協働体制の確立

- ・ 各種団体等との連携・協働が迅速に図れるよう、新潟市食育推進会議を中核として、関係者の意見交換の場を設ける。
- ・ 食育に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内関係課との連携を図る。
- ・ 優れた食育活動を行っている団体などへの表彰について検討し、必要に応じて実施する。

(3) 地域の力を生かした食育の推進

- ・ 食生活改善推進委員等の豊富な経験や知識、優れた技術を有する個人や団体を派遣する「食育マスター制度」による地域における食育活動を推進する。
- ・ 生涯学習センターや公民館で、地域で活動する食生活改善推進委員を講師として「おはよう朝ごはん料理講習会」やテーマを設定した料理講習会を行う。
- ・ 生活習慣病予防を推進するために、市民に身近な会場で、地域の特性やニーズに応じた健康増進普及講習会を、食生活改善推進委員や運動普及推進委員と連携して実施する。
- ・ 地域における健康づくり、食育推進の担い手である食生活改善推進委員の養成講座として、健康栄養セミナーを実施し、併せて、食生活改善推進委員の資質向上を図るため、全体研修会や地域単位の研修会、勉強会を実施する。

(4) 拠点施設における食育の推進

- ・ 食育・花育センターにおいて、米を中心とした日本型食生活の実践につながる料理教室を実施する。
- ・ 幼児、小学生を中心に、団体体験プログラムを実施し、楽しみながら食に関する知識の習得を図る。

(5) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

- ・ 食育・健康づくりに関する情報やサービスを集約し、楽しく効果的に発信することができるよう、食育・健康づくり情報紙を発行する。
- ・ 市報にいがたや区役所だより等の広報紙をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等の情報媒体を有効に活用して、本市の食育推進に関する情報の発信及び食育の普及啓発を行う。
- ・ 市報にいがたに「減塩レシピ」を掲載するなどの情報発信を行う。
- ・ 区だより等において地産地消・健康をテーマにしたレシピを掲載し、食育・健康づくりの普及啓発を図る。
- ・ 食育を推進するリーフレット等の普及資材を作成し、イベントでの配布や食育・花育センターの来館者に配布する。

2. 家庭における食育の推進

市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、自分や家族の食生活を大切に、男女共同参画の視点を踏まえ、親や子どもの基本的な生活習慣が育成できるよう取り組みます。また、若い世代や妊産婦、乳幼児の望ましい食生活の実現にも配慮します。

(1) 男女共同参画を踏まえた食育推進

- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、「男の料理教室」や子育て期の男性向けの講座を開催し、男性に対する食育の理解の増進を図る。
- ・ 食育・花育センター主催の料理教室において、夫婦が揃って参加しやすい教室の開催や親子や家族での参加が可能な教室を開催する。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 家庭教育の大切さを再確認するとともに、家庭・学校・地域が共に連携して子どもを見守り、育むことの大切さを伝え、地域コミュニティを推進するための意識啓発を図るため、家庭教育フォーラムを開催する。
- ・ 子どもの望ましい食習慣等の確立のため、地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員協議会等と連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」を実施するなど、家庭と学校、家庭と地域社会との連携を強化し、社会全体で家庭を支える取り組みを推進する。
- ・ 子どもの基本的な生活習慣形成のため、朝食の効用などについて情報提供を行うなど、朝食摂取や早寝早起きなど生活リズムを向上させるよう取り組む。

- ・ 公民館等において、親子料理教室など食を楽しむ体験を通じて、栄養や食事の作り方、地域に根ざした郷土食等、食に関する知識や技術を習得する機会を積極的に提供する。
- ・ 給食の試食会や給食だよりの発行など、学校や保育所等を通じて、保護者への食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の普及を行う。
- ・ 家庭教育への意識啓発と家庭の教育力の向上を図るため、就学時健診時または入学前学校説明会等の機会をとらえ、家庭教育に関する講演会等を開催する。
- ・ 小児生活習慣病予防における「児童生徒の生活習慣病健診」の事後指導の場でも食指導を含む生活習慣の指導を実施する。
- ・ 生活習慣病予防、健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、地域保健福祉センター等において各種健康教育、健康相談を実施する。
- ・ 特定保健用食品・健康食品等に関する講習会を開催し、食品の栄養知識と適切な利用方法についての啓発事業を実施する。
- ・ 高齢者が要介護、要支援となることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営み、一人一人が生きがいや自己実現のための取り組みができるよう、運動器や口腔器の機能向上や、栄養改善について支援を行う。
- ・ 若い世代に対し、様々な機会をとらえ、望ましい食習慣や知識等の普及・啓発を行う。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 安産教室等において母子健康手帳、リーフレット等を活用し、妊産婦の望ましい食生活について相談及び指導を行う。
- ・ 離乳食講習会や幼児食講習会、育児相談等の実施を通して、乳幼児期の望ましい食生活について、相談及び指導を行う。

3. 学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所等において、子どもたちが楽しみながら食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。また、その子どもを指導する教職員などの指導体制の充実を図ります。

(1) 保育所、幼稚園における食育推進

- ・ 保育所、幼稚園の教職員対象に食育研修会を開催し、食育の重要性について意識啓発を行う。
- ・ 保育所、幼稚園において、クッキング保育や野菜の栽培など楽しい体験活動を通して、自然や食に対して興味を持つことができるよう努める。
- ・ 子どもは保護者の食生活の影響を大きく受けることから、保護者対象に試食

会や親子クッキング等を実施し、子どもと保護者の食育・健康づくりを推進する。

- ・ プランターや小さな菜園を利用した野菜作りを通して家庭や地域と連携し、子どもたちの食への関心を深め、大事に育てた作物を収穫し調理することの楽しさや達成感を感じる取り組みを行う。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境や発育・発達過程を踏まえた食育計画を作成し、適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着など、「食を営む力」の基礎が培われるよう支援する。

(2) 小・中学校における指導体制の充実

- ・ 食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、学校における食育推進の中心的役割を果たす職として、栄養教諭の配置を進める、学校栄養職員の栄養教諭への任用切り替えを行う選考検査を実施し、市立小中学校に配置する。
- ・ 教職員を対象にした食育や農業体験に関する研修会を開催するなど、食育や農業体験の重要性に関する教職員の意識啓発を行う。
- ・ 実践事例紹介も含めた栄養教諭・学校栄養職員の研修会（総合教育センター主催）や給食主任研修会を開催する。
- ・ 学校における食の指導の充実を図るため、「食に関する指導実践事例集」を作成し、各学校へ配布して、実践に生かすよう働きかけを行う。
- ・ 給食だよりの発行や、保護者及び地域の人を対象とした給食試食会等を通じて、家庭、地域との連携強化を図る。
- ・ 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員協議会等、地域の団体や人と連携する。
- ・ 生活習慣病健診における協力医療機関の充実を図るとともに、生活習慣病健診事後指導における地域保健福祉センター(保健師、栄養士)との連携を図る。

(3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実

- ・ 食育の推進を通じて子どもの望ましい食習慣の形成を促し、学力、体力の向上を図るため、「早寝・早起き・しっかり朝ごはん」を「新潟市の学校教育の重点」に掲げ、「食に関する指導の手引き」及び「食に関する指導実践事例集」を活用した指導を学校に促す。
- ・ やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態改善のために必要な知識の普及や実践を促すため、生活習慣病予防のためのパンフレット改善を図りながら配布し、予防啓発を図る。
- ・ 「アグリ・スタディ・プログラム」（農業体験学習プログラム）や教育ファームである「アグリパーク」のほか、「いくとぴあ食花」を有効活用してもらうように学校や園に呼びかける。
- ・ 地域の農家の指導のもと、田植え、稲刈り、収穫祭等、年間の農作業体験を通じて、農業及び米に対する理解を深めてもらうため、学校教育田設置事業を

行い、設置に係る費用を助成する。

- ・ 各区において、地域の特色を生かした地場産学校給食のモデル事業として、地域の食材についての学習や収穫体験を通じて理解を深めるとともに、生産者との交流給食会などにより、食や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう努める。

(4) 学校給食の充実

- ・ 学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、子どもたちが食に関する正しい知識や食習慣について理解し、望ましい食習慣を形成することを促進する。また、地元野菜・果物を収穫し給食食材とする体験学習を実施する。
- ・ 子どもたちが地域の食文化への理解を深めるよう、地域で生産された食材や地域の伝統的な料理を取り入れるなど、地域の特色を生かした学校給食を実施する。
- ・ 子どもたちが地元でとれた米や旬の食材のおいしさがわかるよう、市場及び流通関係業者等との連携・協働のもと、学校給食における地産地消を進める。
- ・ 各区において、地元特産品を給食に使用し、児童や生徒に地場産の良さを知らせると共に、協力者の方々との収穫体験等を通して交流を図り、地場産物提供の推進に努める。
- ・ 調理員等を招いた招待給食や講演会を開催するなど、子どもたちが、給食に関わる人々とのコミュニケーションを通して、食べ物や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう取り組む。
- ・ 子どもたちが、あいさつや箸の使い方などの食事の作法やよくかんで食べるなどの望ましい食習慣を身に付けるよう給食時間における指導の充実に努める。
- ・ 子どもたちが、日本型食生活の良さを自然と理解できるよう、完全米飯給食を実施するほか、地場産コシヒカリ導入の一部助成を行う。

(5) 高校、大学等における食育推進

- ・ 県との連携を図りながら、高校等において、中学校卒業後の子どもに対する食育を推進するための仕組みづくりについて検討する
- ・ 大学の学生食堂等において、地域の食材の使用や地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供等、食堂の事業者等による自発的な食育推進を促進する。

4. 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

地域や職場において、栄養、食習慣（よく噛んでおいしく食べるための口腔機能の維持・向上含む）に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病予防等の健康寿命の延伸を図ります。

地域活動を活発にするために食に関するボランティアや食育マスターなどの人材を育成・支援します。

(1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

- ・「食生活指針」や「食事バランスガイド」のポスターやパンフレット等を活用し、地域保健福祉センター、医療機関、福祉施設、スーパー、飲食店、職場の食堂等を通じて食育の普及・啓発を行う。

また、「食育の日」に市役所食堂等で、食事バランスガイドを表示した特別メニューを提供し、それらのチラシ等を作成して、市の公共施設等に配置し周知を図る。

- ・ 地場産農産物や地域の郷土料理等、地域の実態を反映させた新潟市独自の「食事バランスガイド」を活用し、その普及・活用に向けた取り組みを実施する。
- ・ 市民の健康づくりを応援する店を“健康づくり支援店”として登録し、栄養計算やサービス内容の相談等を行い、自発的な取り組みを促進する。
- ・ 「食育の日」を契機に、飲食店やスーパーマーケットなど、市民に身近な場所で食育を普及するため、リーフレットやレシピ、ポスターやのぼり旗等の共通の普及資材を提供するほか、自発的な取り組みとして、旬の食材を使用したメニューの提案などを促進する。

(2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の促進

- ・ 食生活改善推進委員等のボランティアの養成やボランティア活動を推進する団体、食に関する専門的知識・技術を有する団体等と連携を図ることにより、食育推進活動を担う人材の養成や活動を促進する。
- ・ 栄養士や調理師等を養成する学校等に対して、本市の食育推進に関する幅広い情報を提供するなど、本市の食育推進の担い手として自発的かつ積極的に様々な活動を行うよう支援する。
- ・ 食育に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を「新潟市食育マスター」として登録し、学校、職場、市民団体等の要請に応じて、団体等が実施する食育活動における講師、指導者等として派遣するなど、積極的に支援を行うことにより、地域住民による自発的な取り組みを促進する。

(3) 市民の健康づくりのための食育推進

- ・ 食育を通じて生活習慣病の予防が図れるよう、給食施設指導や保健所、区が実施する健康教育等を通して普及・啓発を行う。
- ・ 乳幼児歯科健診や園・学校での巡回歯科指導、市政さわやかトーク宅配便等、既存の歯科保健事業の中に「噛むこと」の重要性などの内容を盛り込み、歯科保健指導を行う。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページ、情報紙等において、世代や生活状況に応じた食生活や栄養、食品の安全性等市民の健康づくりに役立つ情報の発信や食育の普及啓発を行う。
- ・ 食育・花育センター主催の料理教室等において、減塩をテーマにした講座を開催する。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

- ・ 「食育の日」を契機に、飲食店やスーパーマーケット等、市民に身近な場所で食育に関する情報を入手できるよう、リーフレットやレシピ等の普及資材を提供し、設置を促進する。
- ・ 食品に対する消費者の関心と理解を深めるため、中央卸売市場や農産物等の集荷場の見学、食品製造工場での体験学習会を通じ、食の安全確保に係る取り組みについて理解を深めてもらえるよう取り組む。
- ・ 市民により身近な場所で食育を普及するため、「食育の日」に食育メニューを提供するなど、食事バランスガイド入りのメニュー解説の掲示などを行う。

(5) 職場における食育推進

- ・ 市役所食堂で、食育の日(毎月19日)を中心に、食育メニューを提供するほか、「食事バランスガイド」に関するリーフレットやレシピを配布する。
- ・ 事業所給食施設の利用者への健康づくりの支援として、食卓メモ・ポスター等による健康情報の提供に取り組む。

5. 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

本市の風土、伝統的な行事、作法などと結びついた新潟市ならではの食文化等、伝統ある優れた食文化を発掘し、これを継承するとともに、新たな食文化の創造のための活動を支援します。

(1) 田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進）

- ・ 市民が、自然にふれあい、野菜等の栽培に関わることにより、農業・農村に対する理解を深め、地域農業者との交流を促進する。
- ・ 農作業に興味のある市民を農業サポーター(ボランティア)として登録し、農業への理解と労働力を求める農業者に仲介するなど、農村と都市の交流と相互理解を促進する。
- ・ 地産地消と食育を推進する出前事業を行うなど、地域でとれる食材や伝統的な料理、加工食品等の普及を図る。
- ・ 農のある暮らしの楽しみ方を学ぶ場として、農作業や農産物加工の体験、野菜栽培の講座などの開催を通じて、都市の魅力と農業・農村の魅力の双方を味わう都市型グリーン・ツーリズムを推進する。
- ・ いくとぴあ食花やアグリパークなどを活用し、子どもたちや市民に農業や食の体験を通じて、本市が誇る農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇り、生きる力を培う「新潟発わくわく教育ファーム」を推進する。

(2) 地産地消の促進

- ・ 農林漁業者や流通関係業者等との連携・協力のもと、家庭、学校、職場、飲食店等、食を提供する様々な場において、本市で生産された食材が積極的に消費されるよう、市民及び関係者に働きかける。また、消費者が地域で生産された食材を手に入れやすくなるよう「地産地消推進の店」の認定などを実施する。
- ・ 地域の直売施設など消費者との交流施設の整備に対して支援するとともに、これらをわかりやすく表示した「地産地消マップ」を作成、ホームページに掲載するなど、生産者と消費者の交流の機会を増やすよう取り組む。
- ・ 学校給食等において、食材は市内産を優先的に、次いで県内産、国内産の順に使用するようにし、また、各区で地場産野菜を使用できる仕組みづくりを推進する。
- ・ 地産地消運動を進めるため、食と花の銘産品をはじめとする市内産農水畜産物や、それらを販売・活用する直売所、小売店、飲食店等の詳細情報をデータベース化し、市ホームページ「食と花のにいがた地産地消マップ」で広く情報提供を行う。

(3) 食文化の継承のための支援

- ・ 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員協議会、豊富な経験と知識やすぐれた技術を有する団体等との連携により、地域の食材の活用や食文化を子ども達に継承する取組を行う。
- ・ 食生活改善推進委員等のボランティアが行う料理教室や学校給食等において、地域の伝統的な食文化を取り入れたメニューの提供を促進する。
- ・ 地域のお年寄りや食生活改善推進委員等、地域の食文化に関する知識を有する人々との交流を通じ、子どもたちの地域の食文化に対する理解と関心を深める取組を推進する。
- ・ 地域の食材や郷土料理を集めたレシピなどの印刷物の作成・配布や、それを基にした料理教室の開催を通じて、地域の食文化を普及する。
- ・ 食の専門家を養成する学校等において、地域の食文化継承の担い手が養成されるよう、養成するための支援を行う。

(4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進

- ・ 市内の給食実施校及び学校給食センターから発生する食べ残し及び調理くずを資源化するため、処理施設において堆肥化处理を実施する。
- ・ 学校給食における調理残さや食べ残しを養豚業者が回収し、そこで豚の餌として活用することで、食品の資源循環を構築する。
- ・ 食品関連事業者や消費者の食品リサイクルについての理解を深めるため、印刷物の作成・配布、セミナーの開催等により、食品リサイクルの必要性等について普及・啓発に努める。

(5) 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組

- ・ 食べ物を無駄なく消費するために「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」などを市民が実践できるように、リーフレットの設置やホームページなどから情報発信する。
- ・ 料理体験や食の常設展示などを通じて、食事に至るまでに生産者や食材を調理する人などをはじめとして、多くの人々に支えられていることを実感してもらい、食べ物を無駄にしないなど、食の大切さについて啓発する。

6. 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

健全な食生活の実践に必要な食品の安全性、栄養、食習慣等の情報収集や調査研究、あらゆる広報媒体の有効活用などにより、効果的な情報の発信に努めます。また、情報の提供には市民自身がその内容を理解し、自律的に食生活の実践につなげられるよう配慮します。

(1) 食品の安全性に関する知識と理解の促進

- ・ 食品の安全性に関する表示制度や食中毒情報等の基本的な情報について、市報にいがたや区役所だより、ホームページなどを通じてわかりやすく提供する。また、「動く市政教室」や「市政さわやかトーク宅配便」等の出前講座の実施、「衛生環境研究所だより」の発行等により、市民や関係者の理解を促進する。
- ・ 科学的知見に基づく正しい情報の発信に努めるとともに、健康食品等の虚偽・誇大広告などについて正しい知識を普及するための講習会等を開催する。
- ・ 消費者と食品等事業者のリスクコミュニケーションを推進する市民フードプロモーター制度や研修会を活用し、食の安全確保に係る取り組みについての相互理解を図る。
- ・ 消費者が抱える不安や不信を取り除き信頼を確保するため、「食の安全基本方針」に基づき、関連課や関係団体が協働して食の安心・安全を確保するための事業を実施する。
- ・ 中央卸売市場や販売店での監視及び製造業者等への表示講習会の開催により、食品表示の適正化を推進する。

(2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究

- ・ 食育に関する各種情報を収集し、効果的な食育推進の施策を検討して、実施する。
- ・ 食育・健康づくりに関する市民アンケート調査等を実施し、市民の食生活と健康についての実態を把握する。
- ・ 食育・健康づくりに関する市民アンケート調査の結果をホームページで公表し、広く市民や関係者等の活用を促進する。

○ 施策と取組の一覧

これまで説明した6つの基本的な施策と主な取り組みを図表化したものです。

6つの施策の柱と内容		No.	主な取組	
1 市民運動としての食育の推進	1 継続的な食育推進運動	1	「食育月間(6月)」「食育の日(毎月19日)」の普及	
		2	年代、性別、食生活の状況等、多様なニーズを把握し、それぞれ適した具体的な推進方策の検討	
		3	地域で生産される新鮮で安心な食材でできる栄養バランスの優れた「にいがた流食生活」の普及	
		4	相談窓口やホームページにおける「にいがた流食生活」実践に役立つ継続的な情報発信	
	2 各種団体等との連携・協働体制の確立	1	食育推進会議を中核とした各種団体等とのネットワークの構築	
		2	庁内連絡会議の設置	
		3	ボランティア活動の活性化とその成果の向上に向けた環境の整備	
		4	優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰の実施の検討	
	3 地域の力を生かした食育の推進	1	地域コミュニティ協議会による取組の推進	
		2	食生活改善推進委員等との連携、協働による取組の推進	
		3	食育マスター制度活用による食育活動の促進	
	4 拠点施設における食育推進	1	「にいがた流 食生活」推進のための料理教室の開催	
		2	企画講座や各種体験プログラムの実施	
	5 あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信	1	ホームページにおける食育に関する情報の一元化と分かりやすい情報発信	
		2	市報にいがた、区役所だより、テレビ、ラジオ、ホームページ等あらゆる情報媒体の有効活用	
		3	食育推進の成果を挙げている地域の事例や手法の収集や情報提供	
		4	普及資料の作成・配布	
	2 家庭における食育の推進	1 男女共同参画を踏まえた食育推進	1	男の料理教室など男性を対象としたイベント等の実施
			2	夫婦、家族参加型イベントの促進
		2 望ましい食習慣や知識の習得	1	家庭、地域など社会全体で家庭を支える取組の推進
2			子どもや親子の料理体験等、楽しみながら食に関する知識や技術を習得する機会の提供	
3			給食だよりの発行や給食試食会の開催等、学校や保育所等を通じた知識の啓発	
4			出前講座や個別栄養相談等、適切な栄養管理に関する知識の習得のための支援	
5			生活習慣病予防のための適切な食生活と運動習慣の実践の促進	
6			高齢者や障がい者等、世代や生活の状況に応じた視点からの食育推進のための取組の促進	
7			早寝早起き朝ごはん運動の促進	
8			家族が食卓を囲んでコミュニケーションを図る共食の促進	
3 妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導		1	講習会の開催など、妊産婦や乳幼児の家庭における栄養管理に関する知識を習得する機会の提供	
		2	「家庭教育手帳」「妊産婦のための食生活指針」など国等が作成した既存冊子等の活用促進	
		3	過度の痩身傾向が心身と母子の健康に及ぼす影響を踏まえた適切な栄養管理に関する知識等の普及	
	4	「授乳・離乳支援ガイド」の普及及び栄養指導の充実		
3 学校・保育所等における食育の推進	1 保育所、幼稚園における食育推進	1	研修会の開催等、食育に対する職員の意識啓発	
		2	クッキング保育や野菜の栽培など、食に関する楽しい体験活動機会の提供	
		3	組織的・発展的な「食育の計画」の策定の推進	
	2 小・中学校における指導体制の充実	1	栄養教諭等を中心とした指導体制の充実	
		2	研修会の開催等、食育に対する教職員の意識啓発	
		3	学校教育全体を通じた食に関する指導計画作成の促進	
		4	給食だよりの発行や給食試食会の開催等、家庭、地域との連携強化	
		5	地域の食生活改善推進委員や医療機関等による専門的な立場からの支援の促進	
	3 小・中学校における子どもへの指導内容の充実	1	食育推進を通じた子どもの学力、体力向上を目指した取組の推進	
		2	やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態改善のための必要な知識の普及及び実践の促進	
		3	「食に関する指導の手引き」や「実践事例集」の作成・配布など、効果的な指導を行うための取組の推進	
		4	地域の生産者等との連携による、食や農に関わる様々な体験活動の推進	
		5	食に関する指導研究推進指定事業の充実	
	4 学校給食の充実	1	地元でとれた米や旬の食材の美味しさを知るための学校給食における地産地消の推進	
		2	子ども、保護者、生産者や調理員等給食に関わる人とのコミュニケーション機会の充実	
		3	食事作法等の習得、楽しい給食のための食事環境の充実	
		4	完全米飯給食に向けた取組	
5		各教科の食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図る		
6		学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れる		
5 高校、大学等における食育推進	1	中学校卒業後の子どもたちに対する食育を推進するための体制づくりの検討		
	2	大学の学生食堂等における食育メニューの提供など、自発的な取組の促進		

	施策の内容	No.	主な取組
4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進	1 「食生活指針」や「食事バラガイド」の活用促進	1	地域保健福祉センター、医療福祉施設、スーパーマーケット、飲食店、職場の食堂等における普及啓発
		2	「新潟市版食事バランスガイド」の活用促進
		3	飲食店やスーパーマーケット等における「食事バランスガイド」を表示した料理や食品の提供など、関係者による自発的な取組の促進
	2 専門的知識を有する人材の養成・活用の推進	1	ボランティア養成等を行う団体等との連携
		2	栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、専門家の様々な活動を促進するための支援
		3	食育マスターの登録促進及び学校、市民団体等への派遣による地域の食育活動の推進
	3 市民の健康づくりのための食育推進	1	保健所、地域保健福祉センター等における生活習慣病予防の観点からの食育の普及啓発の促進
		2	医療機関の健康診断時における健康状態に応じた栄養、運動の指導の充実の促進
		3	噛むことの大切さの理解の促進と実践のための取組の促進
		4	個々の高齢者の特性に応じた生活の質の向上が図れるように食育を推進
		5	ホームページにおける世代等に応じた食生活のアドバイス等市民の健康づくりに役立つ情報の発信
		6	食塩摂取量の減少に向けた取組の推進
		7	口腔機能について、生涯を通じて歯と口の健康づくりを通じた食育の推進
	4 食品関連事業者等による食育推進	1	飲食店、スーパーマーケット等における食の選択に資する情報提供や知識の普及
		2	食品関連事業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進
		3	飲食店等による「食育の日」における食育メニューや減塩メニューの提供などの取組の促進
		4	「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進
		5	健康に配慮した商品やメニュー提供の際には、減塩に関する取組を推進
	5 職場における食育推進	1	職員食堂における食育メニューの提供など、事業者による食育の普及啓発のための取組の促進
		2	職場の健康診断時における健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実
5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進	1 田園と都市の交流促進(農林漁業者等による食育推進)	1	農林漁業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進
		2	体験活動ができる場所やイベント等に関する情報の提供
		3	地域でとれる食材や伝統的な料理、加工食品等の普及
		4	都市型グリーン・ツーリズムの推進
		5	地域コミュニティ協議会等との連携による地域の農業・農村への関心を高める環境づくりの推進
		6	新潟発わくわく教育ファームの推進
	2 地産地消の促進	1	家庭、学校、職場、飲食店等における地域の食材の消費の促進と環境の整備
		2	直売所や交流施設の整備に対する支援など、消費者と生産者の交流機会の促進
		3	食品関連事業者による消費者と生産者の交流促進のための取組の促進
		4	地場産物の宣伝、発掘、開発などの取組の推進
		5	学校給食等における地場産物の使用拡大
		6	ホームページにおける地場産物に関する市民に役立つ情報の発信
	3 食文化の継承のための支援	1	地域コミュニティ協議会や食生活改善推進員、高齢者との連携による地域の食材や食文化の掘り起こし
		2	地域のイベントや学校給食における伝統的なメニューの提供や世代間交流の推進
		3	地域の食材を使用した料理や郷土料理を集めたレシピ集の作成などによる地域の食文化の普及
		4	伝統的な食文化を盛り込んだメニューの提供など、飲食店等による食文化継承の取組の促進
		6	「食育の日」や各種イベントにおける食文化の普及
		7	栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、食文化継承の担い手を養成するための支援
		8	ホームページにおける地域の食文化に関する情報提供
		9	食生活改善推進委員等のボランティアが郷土料理や伝統料理を取り入れた料理教室等を実施する
4 バイオマス利用と食品リサイクルの推進		1	「新潟菜の花プラン」給食残渣の堆肥化など、食べ物や地域の限られた資源を大切さに関する市民の理解を深めるための取組の推進
	2	食品関連事業者及び消費者に対する食品リサイクルの必要性に関する普及啓発	
5 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組	1	リーフレットの設置やホームページなどによる食べ物を無駄なく消費するための情報発信	
	2	「もったいない」精神による食べ残しをしない食生活の推進	
6 選択食に資する安全性情報その他食	1 食品の安全性に関する知識と理解の増進	1	市報にいがたや区役所たより、ホームページ、出前講座等による食品の安全性に関する基本的な知識の普及
		2	科学的知見等に基づく正しい情報の発信
		3	消費者と食品等事業者のリスクコミュニケーションの推進
		4	「食の安全基本方針」の普及と取組の推進
		5	販売店等の監視や表示講習会を開催し食品表示の適正化を図る
	2 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究	1	食育推進の基礎となる実態把握のための各種情報の収集及び研究
		2	市民健康・栄養調査の実施など、市民の食生活と健康についての実態を把握するための取組
		3	ホームページにおける各種調査研究結果の公表及び活用の促進

○ ライフステージに応じた施策の展開

食育の推進にあたっては、市民一人ひとりのライフステージに応じた取り組みを進めること

テーマ	乳幼児期(概ね0～5歳)	学童期(概ね6～12歳)	思春期(概ね13～18歳)
えらぶ	目標: 健康や環境に配慮しながら、自らの食を「えらぶ」ことができる		
	・食物や身体のことを知る	・バランスのよい食事が健康のために必要なことを知る	・成長過程にある自分の身体と必要な食事量と質の関係を理解する
	・旬の食べ物や地域の特産物を味わう	・旬の食材や地域の特産物を知り、美味しく味わう	
	・食べ残しをしない		
	・食材や食品の選び方を知る		・食品表示の見方を知り、食を選択する
	・食べ物と身体への害との関係を知る		
つくる	目標: 食文化を受け継ぎながら、自ら「つくる」ことができる		
	・郷土料理、行事食等に触れる	・地域には、昔から伝えられている郷土料理や行事食があることを知り関心をもつ	
	・食に関するお手伝いをする	・食事づくりに参加する	・自分で食事をつくる
たべる	目標: 生涯にわたって健康で楽しく「たべる」ことができる		
	・生活のリズムを整え、毎日3食好き嫌いなく食べる		・生活のリズムを整え、食事のバランスを考
	・よく噛んで食べる(自分の歯でおいしく食べる)		・歯と歯ぐきの健康に気を配る(自分の歯でお
	・「早寝・早起き・朝ごはん」で生活のリズムを整える		
	・家族と一緒に楽しく食事をする	・家族や友人と楽しく食卓を囲み、会話を楽しみながら食事をする	
・食事のあいさつをする	・食事の作法やマナーを身につける		
育てる	目標: にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「育てる」		
	・さまざまな機会を通して、農林水産物の生産・加工に関わる人々と交流する		
	・食べ物を育む環境やそれを取り巻く自然と触れ合う	・体験を通じて、食生活が自らを取り巻く環境とつながっていることを理解する	
	・食べ物を大切にし、感謝の気持ちを持つ		

が重要です。乳幼児期から高齢期までのライフステージ別に各世代が目指す姿を掲げます。

青年期(概ね19～39歳)	壮年期(概ね40～64歳)	高齢期(概ね65歳～)
<ul style="list-style-type: none"> ・適正体重を知って自分の身体と活動量に見合う食事の量を理解し、自己管理できる 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体を知り、適切な食生活を実践する
<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材や地域の特産物を日常の食事に取り入れ、美味しく味わう 		
<ul style="list-style-type: none"> ・買いすぎ、作りすぎに気をつけ、食べ残しがないよう環境に配慮した生活を実践する 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示を理解し、適切に選択、利用する 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する安全情報を理解し、正しい選択をする 		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理や行事食を継承し、大切に作る 		<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理や行事食を次世代に伝える
<ul style="list-style-type: none"> ・日本型食生活を実践し、家族のために食事づくりをする 		<ul style="list-style-type: none"> ・食事づくりを楽しむ
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<ul style="list-style-type: none"> ・主食・主菜・副菜のそろった食事をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康状態にあった食事をバランスを考えて食べる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・いしく食べる) 		<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物を噛む力・飲み込むことを維持する
<ul style="list-style-type: none"> ・朝ごはんを食べる 		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代へ食事の作法やマナーを伝える 		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<ul style="list-style-type: none"> ・家族で農とふれあい、地域の農林水産業への理解を深める、地域の農を守り、生かす生活をする 		
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの食を通して、環境と調和のとれた生産と消費と実践する 		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		

第5章 計画の着実な推進に向けて

○ 計画の推進体制

1. 新潟市食育推進会議

平成18年7月に設置した食に関連する団体や有識者等で構成する新潟市食育推進会議を中心に食育推進計画の進行管理を行います。

2. 新潟市食育推進会議を核とした推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取組やそれぞれの関係者等が連携・協働した取組を促進します。

3. 市の推進体制

庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための連絡調整会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。

○ 市民及び関係者の役割・責務

1. 市民

食に関する知識を深めるとともに、家庭、学校、保育所、地域、職場その他社会のあらゆる分野において、自ら生涯にわたり健全な食生活を実践し、食育の推進に寄与するよう努めるものとします。

保護者としての立場では、家庭が食育において重要な役割を有しているという認識を一層深め、特に子どもの望ましい食習慣の確立等に積極的に取り組むよう努めるものとします。

2. 教育関係者等

教育に関する職務に従事する者、関係機関及び関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、教育の分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

3. 保健医療関係者等

保健、医療、保育及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する者や、関係機関並びに関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、保健医療等に関する分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する

活動に協力するよう努めるものとします。

4. 農林漁業者等

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、安心・安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験活動の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解を深めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

5. 食品関連事業者等

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、食に関する幅広い情報の開示及び体験機会の提供等食品関連事業の活動を実施するにあたって、自主的、積極的に食育を推進するとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

6. 市（行政）

市民、学校・保育所等その他の関係団体等との連携のもと、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むために、「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取組まれるよう機運の醸成を図ります。

また、国、県とも、必要に応じて協力しながら食育の推進に努めます。

○ 計画の進行管理・公表

1. 計画の進行管理

本計画の進行にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業等の達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。

2. 公表

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

3. 計画の見直し

本計画の目標年次である平成33年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合、新潟市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

○ 関係者の役割と食育推進の場所

関係者 (立場)		場 所 (対象)	家 庭	学 校 保育所等	地 域 職 場 拠点施設
			(あらゆる世代)	(子ども)	(あらゆる世代)
市 民	消費者		・健全な食生活の実践	・知識の習得 ・行事等への参加、協力	・スーパーマーケットや飲食店、職場等における食生活改善の実践 ・地域の食育推進活動への参加
教 育 関係者	(教育者)		・給食だよりや試食会等を通じた家庭への食育の普及 ・保護者との連携	・あらゆる機会を捉えた食に関する指導内容の充実 ・生きた教材としての学校給食等の活用 ・生産者等との連携	・地域コミュニティ協議会等との連携・協力
保 健 医 療 関係者			・一人暮らしの高齢者や介護が必要な障がい者等、個々の状況に応じた食事指導が必要な人に対する適切な栄養指導等	・教育関係者の取組に対する保健医療の視点からの支援	・医療機関や職場等の健康診断等における適切な食事指導 ・保健医療福祉施設等における食育の普及・啓発
農 林 漁 業 者	生産者		・農林漁業体験の機会を提供 ・消費者との積極的な交流	・農林漁業体験の機会を提供 ・学校給食等における食材の提供 ・子どもたちとの積極的な交流 ・教育関係者等の取組への協力	・農林漁業体験の機会を提供 ・地産地消推進のための協力 ・関係者との連携強化
食 品 関 連 事 業 者			・食品の製造、加工、流通、食事の提供等に関する様々な体験の機会を提供 ・消費者との積極的な交流	・食品の製造、加工、流通、食事の提供等に関する様々な体験の機会を提供 ・教育関係者等の取組への協力	・スーパーマーケットや飲食店等における食品に関する幅広い情報の提供 ・自らの事業における地産地消の推進と、他者の取組への協力 ・関係者との連携強化
市	行 政		・家庭における健全な食生活を実践するために必要な適切な情報の提供	・学校・園における食育を推進するために必要な支援	・市民運動による食育を推進するために必要な支援 ・拠点施設における食育の実践を促す事業の実施

※ その他の関係者の期待される役割

事業者	消費者	(・社員の家庭での食生活への配慮)	(・教育関係者等の取組への協力)	・職場の食堂等における食育の普及・啓発(食堂経営者等との協力) ・職場の健康診断時における食生活改善のための食事指導等(実施機関等との協力)
マスメディア	中 立	・食品の安全性、栄養、その他市民の食の選択に資する正しい情報の提供 ・様々な食育推進の取組に関する情報の発信(自発的または市、関係者からの情報提供に基づくもの)		

※その他の関係者とは、食育推進の主體的な役割を担うとして条例上に挙げられた関係者以外で、食育を効果的に推進する上で、大きな影響力をもつと思われる者であり、その役割については強要するものではない。

資料編

1. 新潟市食育推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条―第18条）

第3章 推進体制等（第19条―第21条）

附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の痩身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯に

わたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。
- (2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの（以下「関係者等」という。）が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所（以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。）を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。
- (3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。
- (4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(教育関係者等及び保健医療関係者等の役割)

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国及び県との協力)

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

(家庭における食育の推進)

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制の充実、学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものと

する。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第13条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用、保健所、医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域の力を生かした食育の推進)

第14条 市は、高齢者、地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）、食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。）、食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第15条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第16条 市は、地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校、保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の普及・啓発等)

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及・啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

(推進計画)

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市

食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する目標
- (3) 食育の推進に関する施策展開
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

（推進会議）

第20条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

（年次報告）

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議条例の廃止)

2 新潟市食育推進会議条例（平成18年新潟市条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

2. 新潟市食育推進会議委員

任期 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
井上 ひろみ	新潟市消費者協会新潟支部 理事
岡崎 康宏	新潟市歯科医師会 理事
上河内 邦子	公募委員
柄沢 弘子	新潟県栄養士会新潟市支部 支部長
小柴 正裕	清水商事株式会社 販促・企画部長
小山 恒光	新潟中央青果株式会社 蔬菜第 2 部 部長
霜鳥 稔里	J A 新潟みらい 企画組織課 課長
立山 千草	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 教授
田中 稔子	キッズキッチンコミュニティ新潟代表
藤田 普	新潟中央水産市場株式会社 代表取締役
藤原 直士	公募委員
二木 ちどり	新潟市食生活改善推進委員協議会 会長
本多 深明	真行保育園 園長
南 美代子	にいがた農村地域生活アドバイザー会議 代表
村山 伸子	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 教授
諸橋 弥須衛	生産者代表
山崎 文子	鳥屋野小学校 栄養教諭
横田 樹也	新潟市医師会 理事
吉田 富貴子	鎧郷小学校 校長
渡辺 紀之	亀田製菓(株) お米研究所 主任研究員

(50音順、敬称略)

3. 食育基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条―第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条―第18条)

第3章 基本的施策(第19条―第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条―第33条)

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定

する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、

農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。
(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 14 条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 15 条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第 2 章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第 16 条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及・啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第 23 条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第 24 条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第 25 条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第 26 条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 27 条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第 28 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 29 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

(2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 30 条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第 32 条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第 33 条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

「第3次新潟市食育推進計画」

平成29年4月発行

編集・発行

新潟市農林水産部 食育・花育センター
〒950-0933 新潟市中央区清五郎401番地
TEL : 025-282-4181 FAX : 025-282-4987